

平成 27 年 7 月 1 日

ヒラキ株式会社 行動計画（第 3 回）

社員がワークライフバランスを実現し、働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 7 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日（3 年間）

2. 内 容

- 目標 1： 育児のための短時間労働制度について小学生未満の子を持つ社員が希望する場合に利用できるように拡大

<対策>

- ・平成 27 年 7 月～ 小学生就学前の子を持つ従業員の把握
社内検討会議にて検討
- ・平成 28 年 4 月～ 就業規則の変更
従業員へ周知

- 目標 2： 育児休業中の社員に対し、職業能力の開発及び向上のために通信教育を提供し、円滑な職場復帰を支援する

<対策>

- ・平成 27 年 10 月～ 育児休業中の社員に対しても通信教育を提供する
- ・平成 28 年 4 月～ 受講状況を調査
受講料補助制度等周知し、受講の推進を行う

- 目標 3： 年次有給休暇の取得促進

<対策>

- ・平成 27 年 7 月～ 有給休暇取得の現状を調査し、問題点の抽出と業務改革の検討
取得促進運動を実施
(記念日休暇(本人や家族の誕生日等)を設定)
- ・平成 28 年 4 月～ 半日有休を年間最大 5 日間(10 回)へ拡充
社内規程の変更
- ・平成 29 年 4 月～ 年間 5 日の有給休暇取得の実施

以上